

(証券コード9671)
平成29年6月5日

株 主 各 位

東京都稲城市矢野口4015番地 1
株式会社 よみうりランド
代表取締役
社 長 上 村 武 志

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月21日（水曜日）午後5時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月22日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都文京区後楽1丁目3番61号
東京ドームホテル 地下1階 天空
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第93期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第93期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 株式併合の件
 - 第3号議案 取締役3名選任の件

以 上

■当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■当社は、法令及び定款第20条の規定に基づき、添付すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上のウェブサイト（<http://www.yomiuriland.co.jp/ir/library04.html>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」②計算書類の「個別注記表」

したがって、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

■株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.yomiuriland.co.jp/ir/library04.html>）において、修正後の内容を開示いたします。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(※) 記載金額(消費税等抜き)は、原則として百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、全体として緩やかな回復基調を辿ったものの、英国のEU離脱問題や米国新政権の政策動向などの影響により、先行きは不透明な状況にありました。当社グループの関連する業界に影響を及ぼす個人消費についても、力強さを欠く状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社は積極的な設備投資により建設した新施設を新たな成長の基盤へ育てるとともに、既存事業の更なる発展に努めました。

川崎競馬場では、4年ぶり3回目の開催となるダート競馬の祭典「JBC競走」が開催され、大いに盛り上がりを見せました。また、この開催に合わせ、スタンドや内馬場などの大規模な改修を実施いたしました。

船橋競馬場では、平成28年4月に、駐車場内に、複合型場外発売施設「サテライト船橋・オートレース船橋」がオープンし、競馬、競輪、オートレースを楽しめる国内有数のエリアとなりました。

遊園地では、平成28年3月にオープンしたモノづくりが体感できる新遊園地エリア「グッジョバ!!」が1周年を迎え、引き続き好評を博しております。また、年間を通じて開催した多彩なイベントが賑わいを見せました。特に7シーズン目の開催となる冬のイルミネーションイベント「ジュエルミネーション」は、期間中の入園者数が過去最高を記録したこともあり、プールWAI等まで含めた入園者数は、東日本遊園地協会に加盟しているクローズ型遊園地で3年連続となる首位を獲得いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は210億5千1百万円(前期比12.1%増)、営業利益は、減価償却費が増加したものの売上高の増加を受けたことなどにより21億6百万円(同6.2%増)、経常利益は26億2千万円(同8.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は、船橋オートレース場に関する特別損益の計上などにより35億5千1百万円(同78.7%増)となりました。

次にセグメント別の概況をご報告いたします。

① 総合レジャー事業

[公営競技部門]

川崎競馬は、前期同様63日開催されました。重賞競走は11月に川崎競馬では4年ぶり3回目の開催となるダート競馬の祭典「JBC競走」が開催され、地方競馬の一日総売上金額の記録を更新するなど盛り上がりを見せたほか、12月の「全日本2歳優駿」や2月の「川崎記念」では売上金額においてレース記録を更新いたしました。なお、JBC競走開催のために、貴賓室や大型キッズルームなどを新設し、居心地の良い、楽しい場内環境に整備いたしました。また、新たな顧客の獲得を目指し、ファミリー層をターゲットにしたキャンピングカーイベントなど、様々な施策を積極的に実施したところ、平成28年2月にオープンした商業施設「マーケットスクエア川崎イースト」からの利用客も相まって、多くのお客様で賑わいました。なお、南関東の他場開催（船橋・大井・浦和）の場外発売は前期比1日増となる202日実施されました。JRAの場外発売施設「ウインズ川崎」での発売は前期比2日減となる106日実施されました。

船橋競馬は、前期比1日増となる55日開催されました。前年度6月にスタートし、2年目を迎えたナイター競馬「ハートビートナイター」は、本年度は4月からスタートいたしました。5月にはビッグレース「かしわ記念」が開催され、同日には恒例の「おうまフェス2016～親子であそぼ。～」を近隣商業施設と共に主催し好評を博しました。また、南関東の他場開催（川崎・大井・浦和）の場外発売は前期同様210日実施されました。JRAの場外発売施設「J-PLACE船橋」での発売は前期同様51日実施されました。なお、4月にオープンした複合型場外発売施設「サテライト船橋・オートレース船橋」での発売は357日実施されました。

以上の結果、公営競技部門の売上高は、51億9千4百万円（前期比15.3%増）となりました。

[ゴルフ部門]

東京よみうりカントリークラブは、引き続きトーナメント開催コースとしてのコンディション維持に努め、平成26年に張り替えたベントグリーンは大変好評を得ております。また、趣向を凝らした多数の自主コンペや、スイーツフェスタなどの食イベントを開催し、会員のクラブライフの充実にも努めました。これらの結果、入場者は増加いたしました。12月に開催された「ゴルフ日本シリーズJTカップ」は、賞金王争いなどの話題性もあり、盛り上がりを見せました。なお、平成29年夏の乗用カート使用開始に向けて整備を進めております。

よみうりゴルフ倶楽部は、引き続き多様な自主コンペや、会員誕生日優待などの各種優待、積極的な外部営業などを実施したものの、11月の積雪による影響などにより入場者は減少いたしました。なお、クラブハウスのレストランにて、遊園地のイベント「ほたるの宵」や「ジュエルミネーション」と連携した恒例のディナーイベントを開催し、好評を博しました。

静岡よみうりカントリークラブは、オープンコンペの開催数を増やし、コンペ誘致を積極的に実施いたしました。また、レディスティを新設したほか、女性をターゲットにしたイベント「レディスゴルフフェスタ2016」などを開催し好評を博しました。これらの結果、入場者は増加いたしました。

千葉よみうりカントリークラブは、昼食付き料金などの料金施策が順調に推移したほか、女性向け料金「女子割」や、女性用アメニティグッズの充実など、女性をターゲットとした施策を強化いたしました。これらの結果、悪天候による影響があったものの入場者は前年並みに推移いたしました。

以上の結果、ゴルフ部門の売上高は、29億4千万円（前期比1.0%増）となりました。

[遊園地部門]

遊園地部門の遊園地は、平成29年3月にモノづくりをテーマとした新遊園地エリア「グッジョバ!!」が1周年を迎えました。「グッジョバ!!」は、メディアの注目度も高く、テレビや新聞などの媒体で多数取り上げられた結果、「よみうりランド」の認知が広がり、商圏の拡大にも貢献いたしました。また、「グッジョバ!!」で行われているワークショップは季節ごとに内容を変更して実施し、好評を博しております。年間を通じて開催したイベントにおきましては、6回目の開催となるゴールデンウィークの「全国ご当地大グルメ祭2016」や、松竹芸能プロデュースによるお笑い芸人とアシカのコラボレーションショー「アシカ・笑（しょう）3」、初夏に開催した恒例のほたる観賞イベント「ほたるの宵」、夏は、テレビなどで活躍する人気の芸人が日替わりで登場する笑いの祭典「よみうりランド×よしもとワイワイ笑フェス」や、食イベント「南国グルメフェスタ」などが好評を博しました。なお、「グッジョバ!!」エリア内に、レストラン「グッジョバ!!キッチン」を新規オープンし、幅広いお客様にご利用いただいております。9月には、タツノコプロがプロデュースするハロウィンイベント「Yomiuriland Halloween2016」を開催いたしました。また、新たに、着ぐるみとプロジェクションマッピングが融合したオリジナルのライブショー「飛びだす！マッピング～モンスターからの贈りモノ～」を開催し、多くのお客様で賑わいをみせました。10月には、レストラン「Goodday」がリニューアルオープンし、世界的照明デザイナー石井幹子氏がよみうりランド向けにデザインしたシャンデリア「JEWELRY JARDIN（ジュエリージャルダン）」を導入いたしました。そして、冬の風物詩であるイルミネーションイベント「ジュエルミネーション」は、今シーズンも石井幹子氏監修のもと、10月中旬より開幕いたしました。7シーズン目となる今回は、新たに「グッジョバ!!」エリアを、知恵をテーマとしたウィズダムエリアとして拡張し、球数は前回より100万球多い500万球の規模に拡大いたしました。また、着ぐるみとプロジェクションマッピングのクリスマス版ライブショー「飛びだす！マッピングⅡ～見習いサンタのラストギフト～」などの

イベントを開催いたしました。これらが奏功し、過去最高であった昨シーズンのジュエルミネーションの入園者記録を塗り替えました。ジュエルミネーションの好調を受け、前年に引き続き、最寄り駅の京王よみうりランド駅に新宿駅発の下り特急・準特急列車の一部が期間限定で臨時停車いたしました。これらの結果、年間の遊園地入園者は過去最高を記録いたしました。

夏のプールWAIは、清涼飲料水「キリンメッツ」とコラボレートしたびしょ濡れウォーターゲーム「スパーキングメッツ『ポン』&『ダン』」や、7年目を迎える、オリジナルダンスと放水ショーのコラボレーションショー「ダンスプラッシュ!!」、例年人気のおもちゃのアヒルレースなど、エンターテインメントプールとして毎日多数のイベントを開催し、好評を博しました。これらの結果、プールWAIオープン以来最高の入場者を記録いたしました。温浴施設「丘の湯」は、「グッジョバ!!」オープンの効果により、遊園地から来場するお客様が増えたものの、台風の影響などにより入場者は減少いたしました。なお、丘の湯プラザの中華レストラン「天安」では、遊園地と連携した恒例の「天安ほたるの宵特別ディナー」や「ジュエルミネーション特別メニュー」などを実施したほか、プラザ内のベーカリーや和菓子店においても「ほたる」にちなんだ商品などを販売し、好評を博しました。

温浴施設「季乃彩（ときのいろどり）」は、花や柑橘類などの替り湯「彩湯」などのイベントが好評を博しました。これらの結果、当社所有施設となって以来最高の入場者を記録いたしました。

ゴルフガーデン（練習場）は、台風の影響や、営業日数が減少したことなどにより、入場者は減少いたしました。

親子向け屋内遊戯施設「キドキドよみうりランド店」は、夏休み期間が高水準だった前年には及ばなかったものの、遊園地エリア「グッジョバ!!」で実施したワークショップをキドキド内で開催するなど遊園地と連携したイベントを実施したほか、遊具のリニューアルを行うなどした結果、入場者は前年並みに推移いたしました。

商業施設「グランツリー武蔵小杉」内の「あそびのせかいグランツリー武蔵小杉店」は、ベビー向けイベントや季節ごとのイベントなどが好評を博し、8月の総入場者が高水準だった前年同月の記録を更新するなど、入場者は増加いたしました。

以上の結果、遊園地部門の売上高は、61億9千2百万円（前期比28.8%増）となりました。

[販売部門]

遊園地の入園者が大きく増加したことに伴う増収があったことなどにより、販売部門の売上高は、36億1百万円（前期比13.0%増）となりました。

以上の結果、総合レジャー事業全体の売上高は、その他の収入も含め、190億3千4百万円（前期比15.6%増）、営業利益は28億1千6百万円（同9.5%増）となりました。

② 不動産事業

不動産事業の売上高は、販売用宅地の分譲が減少したことなどにより13億9千5百万円（前期比9.0%減）となり、営業利益は9億2千7百万円（同5.2%減）となりました。

③ サポートサービス事業

サポートサービス事業の売上高は、連結内部工事の増加などに伴い、34億1千5百万円（前期比14.5%増）、営業利益は3億3百万円（同48.8%増）となりました。

セグメント別の売上高及び営業利益

区 分	売上高		営業利益	
	金 額	前期比増減	金 額	前期比増減
	百万円	%	百万円	%
総合レジャー事業	19,034	15.6	2,816	9.5
不動産事業	1,395	△9.0	927	△5.2
サポートサービス事業	3,415	14.5	303	48.8
セグメント間取引の消去等	△2,793	—	△1,941	—
合 計	21,051	12.1	2,106	6.2

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は22億8千3百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

- 川崎競馬場 大規模工事
- 遊園地 新規遊戯施設設置工事中間金
- 遊園地 レストラン「グッジョバ!!キッチン」
- 遊園地 レストラン「Goodday」リニューアル

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金の調達はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、政府による各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待されていますが、海外の政治及び経済情勢の不透明感などが景気を下押しするリスクとなっております。

このような状況の下、当社グループは、新たな成長の基盤として位置づけた新施設はもとより、既存事業の更なる発展に努めてまいります。

川崎競馬場は、JBC競走開催に伴いスタンドや内馬場などをリニューアルし、より快適に競馬観戦ができる施設と、平成28年2月に賃貸を開始した商業施設「マーケットスクエア川崎イースト」との相乗効果によって、屈指のレジャーエリアとなった川崎競馬場の魅力を引き続き訴求してまいります。

船橋競馬場は、平成28年4月に駐車場内にオープンした複合型場外発売施設「サテライト船橋・オートレース船橋」により、競馬、競輪、オートレースを発売する国内有数のエリアとして、新たなファンの獲得に努めてまいります。

ゴルフ部門は、東京よみうりカントリークラブにおきまして、より快適なプレー環境をめざし、平成29年夏頃の乗用カート使用開始に向け整備を進めております。また、引き続きゴルフ事業統括部門が効率的にゴルフ4場を一括管理し、接客業務を中心に人材交流を進めて、顧客サービスの向上に努めるとともに、4場間の顧客紹介の促進や統一企画の実施などにより、営業面での協力体制を強化してまいります。

遊園地は、新エリア「グッジョバ!!」におきまして、従来の遊園地と異なる新しいエンターテインメントを提供すると同時に、「全国ご当地大グルメ祭」や「ジュエルミネーション」など、回を重ねるごとに人気を増している様々な季節のイベントに磨きをかけてまいります。さらに、温浴施設「丘の湯」や親子向け屋内遊戯施設「キドキド」などの周辺施設と連携し、遊園地部門全体で相乗効果を図り、総合的な集客力の強化を目指してまいります。

今後とも当社グループは、国内でも特色のある総合レジャー・サービス事業会社として、永年に亘り培われたノウハウとブランドイメージに裏打ちされた様々な経営資源に基づき、持続的な企業価値の向上を目指し成長、進化していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成25年度 第90期	平成26年度 第91期	平成27年度 第92期	平成28年度 第93期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	16,771	17,295	18,771	21,051
経常利益(百万円)	3,202	3,089	2,854	2,620
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,940	1,769	1,986	3,551
1株当たり当期純利益(円)	24.94	22.87	25.71	46.13
総資産(百万円)	51,482	61,454	72,335	68,312
純資産(百万円)	18,865	21,521	22,381	25,652

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
株式会社よみうりサポートアンドサービス	50	100	建設業、ゴルフ場管理、ビル管理等
よみうりスポーツ株式会社	10	100	ゴルフ場の運営管理業務の受託
よみうり開発株式会社	60	100	ゴルフ場の運営管理業務の受託

(7) 主要な事業内容

総合レジャー事業	公営競技部門…競馬、オートレース及び競輪の競技場等の施設運営 ゴルフ部門…ゴルフ場の経営 遊園地部門…遊園地、ゴルフ練習場、温浴施設等の経営 販売部門…食堂、売店の経営
不動産事業	不動産の売買、賃貸
サポートサービス事業	建設業、ゴルフ場管理、ビル管理等

(8) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都 稲 城 市	静岡よみうりカントリークラブ	静 岡 県 掛 川 市
川 崎 競 馬 場	神 奈 川 県 川 崎 市	千葉よみうりカントリークラブ	千 葉 県 市 原 市
船 橋 競 馬 場	千 葉 県 船 橋 市	遊 園 地	東 京 都 稲 城 市
サテライト船橋・オートレース船橋	千 葉 県 船 橋 市	よみうりランド丘の湯	東 京 都 稲 城 市
東京よみうりカントリークラブ	東 京 都 稲 城 市	稲城天然温泉 季乃彩	東 京 都 稲 城 市
よみうりゴルフ倶楽部	東 京 都 稲 城 市	あそびのせかいグランツリー武蔵小杉店	神 奈 川 県 川 崎 市

(注) 当事業年度の事業所の廃止は以下のとおりです。
平成28年4月1日付で船橋オートレース場は閉鎖いたしました。

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社よみうりサポートアンドサービス	東 京 都 稲 城 市
よみうりスポーツ株式会社	千 葉 県 市 原 市
よみうり開発株式会社	静 岡 県 掛 川 市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

セグメントの名称	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
総合レジャー事業	106 名	0 名
不動産事業	-	-
サポートサービス事業	28	3
全社（共通）	50	3
合 計	184	6

(注) 1. 従業員数は就業人員（契約社員を除く）であります。
2. 不動産事業の従業員数につきましては、本社部門が不動産事業を兼務しているため、全社（共通）に含めております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳 ヶ月	年 ヶ月
127	1	42 7	16 6

(注) 従業員数は就業人員（契約社員を除く）であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
三井住友信託銀行株式会社	5,880
株式会社三井住友銀行	2,720
株式会社横浜銀行	2,515
株式会社みずほ銀行	1,033
株式会社三菱東京UFJ銀行	89

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 294,196,000株
- (2) 発行済株式の総数 76,885,226株（自己株式6,636,798株を除く）
- (3) 株主数 9,380名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社読売新聞グループ本社	12,508	16.26
日本テレビ放送網株式会社	11,242	14.62
株式会社東京ドーム	5,821	7.57
三井住友信託銀行株式会社	3,825	4.97
大成建設株式会社	2,852	3.70
京王電鉄株式会社	2,346	3.05
株式会社読売巨人軍	2,014	2.62
株式会社横浜銀行	1,631	2.12
オリンピア興業株式会社	1,278	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,225	1.59

(注) 1. 上記以外に当社所有の自己株式6,636千株があります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
関根達雄	代表取締役会長	株式会社読売新聞グループ本社 取締役
上村武志	代表取締役社長	
土方功	取締役副社長	経営企画室、管財部担当
谷矢哲夫	専務取締役	遊園地事業本部担当
小飯塚稔	専務取締役	総務部担当 株式会社よみうりサポートアンドサービス 代表取締役社長
小山興志	専務取締役	カントリークラブ事業部、ゴルフ倶楽部事業部、ゴルフ関連事業統括室担当
久米沢賢尚	常務取締役	経理部担当
中村博	常務取締役	川崎競馬事業部、船橋競馬事業部担当
小林道高	取締役	健康関連事業部担当、遊園地事業本部副担当
中保章	取締役	株式会社読売新聞東京本社 監査役 株式会社読売巨人軍 監査役
渡邊恒雄	取締役	株式会社読売新聞グループ本社 代表取締役主筆 日本テレビホールディングス株式会社 社外取締役 日本テレビ放送網株式会社 社外取締役
加藤 隼	取締役	京王電鉄株式会社 取締役相談役
大久保好男	取締役	日本テレビホールディングス株式会社 代表取締役社長 日本テレビ放送網株式会社 代表取締役社長執行役員 株式会社読売新聞グループ本社 取締役 株式会社読売巨人軍 取締役 株式会社読売新聞東京本社 監査役
小林利光	常勤監査役	
濱 邦久	監査役	弁護士 日東紡績株式会社 社外取締役 株式会社パロックジャパンリミテッド 社外取締役 塩水港精糖株式会社 社外取締役
児玉幸治	監査役	一般財団法人機械システム振興協会 会長 株式会社東京ドーム 社外監査役
岡田明重	監査役	株式会社ダイセル 社外取締役

- (注) 1. 取締役 渡邊恒雄、加藤隼、大久保好男の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 瀨邦久、児玉幸治、岡田明重の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 渡邊恒雄、加藤隼及び大久保好男の各氏並びに監査役 瀨邦久、児玉幸治及び岡田明重の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 小林利光氏は、長年にわたり当社経理部長として業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 瀨邦久氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 児玉幸治氏は、官庁出身で産業界全般に精通しており、上場企業他社の役員経験も豊富なことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 岡田明重氏は、金融機関での業務経験が豊富なことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は平成28年4月1日、船橋オートレース事業部を廃止いたしました。
9. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- 取締役 土方功氏は、平成28年6月23日付にて専務取締役から取締役副社長に就任いたしました。
- 取締役 小山興志氏は、平成28年6月23日付にて常務取締役から専務取締役に就任いたしました。
- 取締役 中村博氏は、船橋オートレース事業部廃止に伴い、平成28年4月1日付にて川崎競馬事業部、船橋競馬事業部、船橋オートレース事業部担当から川崎競馬事業部、船橋競馬事業部担当に異動いたしました。また、同氏は、平成28年6月23日付にて取締役から常務取締役に就任いたしました。
- 取締役 渡邊恒雄氏は、平成28年6月7日付にて株式会社読売新聞グループ本社の代表取締役会長・主筆から代表取締役主筆に異動いたしました。
- 監査役 瀨邦久氏は、平成28年4月25日付にて株式会社パロックジャパンリミテッドの社外監査役を、平成28年6月24日付にて有機合成薬品工業株式会社の社外監査役を、平成28年6月29日付にて株式会社ミロク情報サービスの社外監査役をそれぞれ退任いたしました。また、平成28年4月25日付にて株式会社パロックジャパンリミテッドの社外取締役にて、平成28年6月29日付にて塩水港精糖株式会社の社外取締役にそれぞれ就任いたしました。
- 監査役 岡田明重氏は、平成28年3月31日付にて三井生命保険株式会社の社外取締役を退任いたしました。
10. 平成28年6月23日開催の第92回定時株主総会において、久米沢賢尚氏が取締役に選任され就任いたしました。また、同氏は、同総会終了後開催の取締役会にて、常務取締役に選定され就任いたしました。
11. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。
- 取締役 小林道高氏は、平成29年4月1日付にて健康関連事業部担当、遊園地事業本部副担当から総務部副担当に異動いたしました。
12. 当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は次のとおりであります。
- 上席執行役員 浦田和慶 よみうり開発株式会社専務取締役
執行役員 今泉正浩 カントリークラブ事業部長
執行役員 梅溪通生 ゴルフ倶楽部事業部長
執行役員 町田茂樹 総務部長
- ※執行役員 町田茂樹氏は、平成29年4月1日付にて総務部長から健康関連事業部担当、遊園地事業本部副担当に異動いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 365百万円 (13名)

監査役 34百万円 (4名)

(うち社外役員28百万円 社外取締役3名、社外監査役3名)

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職先
取締役	渡邊恒雄	株式会社読売新聞グループ本社 代表取締役主筆 日本テレビホールディングス株式会社 社外取締役 日本テレビ放送網株式会社 社外取締役
取締役	加藤 隼	京王電鉄株式会社 取締役相談役
取締役	大久保好男	日本テレビホールディングス株式会社 代表取締役社長 日本テレビ放送網株式会社 代表取締役社長執行役員 株式会社読売新聞グループ本社 取締役 株式会社読売巨人軍 取締役 株式会社読売新聞東京本社 監査役
監査役	濱 邦久	弁護士 日東紡績株式会社 社外取締役 株式会社バロックジャパンリミテッド 社外取締役 塩水港精糖株式会社 社外取締役
監査役	児玉幸治	一般財団法人機械システム振興協会 会長 株式会社東京ドーム 社外監査役
監査役	岡田明重	株式会社ダイセル 社外取締役

- (注) 1. 株式会社読売新聞グループ本社及び日本テレビホールディングス株式会社の子会社である日本テレビ放送網株式会社は、当社の自己株式を除く発行済株式総数の10%以上の株式を保有する大株主であります。
2. 株式会社読売巨人軍は、当社との間に、野球場の賃貸などの取引関係があります。
3. 日本テレビ放送網株式会社は、当社との間に、ホールの命名権などの取引関係があります。
4. その他の兼職先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取締役	渡 邊 恒 雄	当期開催の取締役会7回のうち4回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	加 藤 奂	当期開催の取締役会7回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	大 久 保 好 男	当期開催の取締役会7回のうち6回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	濱 邦 久	当期開催の取締役会7回全てに出席、また、当期開催の監査役会7回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	児 玉 幸 治	当期開催の取締役会7回全てに出席、また、当期開催の監査役会7回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	岡 田 明 重	当期開催の取締役会7回のうち6回に出席、また、当期開催の監査役会7回のうち6回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の最低責任限度額は、法令が規定する額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積り算出根拠を精査した結果、これを相当と認めたため、会計監査人の報酬等の額に会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会の決定に従い、株主総会に提案する会計監査人の解任又は不再任に関する議題の内容を決定いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務の停止の処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月

(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

業務改善命令(業務管理体制の改善)

※併せて、同日、約21億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等

(a) 当社の取締役の職務の執行は取締役会規程に基づくものとする。

(b) 当社の代表取締役社長の直轄組織として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、当社及びその子会社から成る企業集団(以下、当社グループという)全体におけるリスク評価、内部統制評価などモニタリング機能を高める体制とする。また内部監査室には内部通報制度の窓口機能を持たせ、職務遂行上において法令違反の疑いを感じた場合、当社及びその子会社の使用人において直接相談できる体制をとる。

(c) 取締役をはじめとした職務遂行におけるコンプライアンス体制は、当社グループ全体のコンプライアンス体制について定めるコンプライアンス規程に基づくものとし、コンプライアンス推進委員会の設置により、法令違反行為の予防に努める。また、外部顧問弁護士との連携による相談体制を確保するものとする。

(d) 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、当社グループの会社組織を挙げて、警察等専門機関と連携する十分な体制を構築する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の文書管理規程、機密管理規程に基づき、保存・管理されるものとする。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
職務の執行に伴う危険の管理に関しては、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に基づき管理され、内部監査室がリスクの評価、対応策などを社長に提言する。社長は統括責任者としてリスク管理委員会にて検討し、対応方針を決めるものとする。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の業務分掌規程、職務権限規程に基づき効率的な職務の執行を行う。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社の使用人の職務の執行は当社の規程に基づくものとする。
 - (b) 重要な職務の執行においては、常勤経営会議による判断・方針に沿うものとする。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (a) 子会社の取締役その他これに相当する者（以下、取締役等という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の子会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を子会社に義務づける。
 - (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
前記③の体制に準じる。
 - (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の子会社管理規程及び子会社の規程に基づき効率的な職務の執行を行う。
 - (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
前記①及び⑤の体制に準じる。
 - (e) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社の子会社管理規程に基づき適正な業務遂行を行う。

- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役会は監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人という）を置くことを求めた場合、補助使用人を置く。
- ⑧ 当社の監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助使用人は当社及び当社の子会社の業務執行に係る役職を兼務しないものとし、その人事異動及び懲戒処分については、監査役全員の同意を得なければならないものとする。
- ⑨ 当社の監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人は監査役の指揮命令に従ってその職務を行い、取締役はこれと異なる指示をすることができないものとする。
- ⑩ 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
(a) 当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実がある事項及び取締役の不正行為、法令・定款違反行為などを発見した場合、当社の監査役に報告する。
(b) 当社の内部監査室は、定期的に当社の監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理及び内部通報等の現状を報告する。
- ⑪ 当社の監査役への報告等をした者が当該報告等をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(a) 前記⑩の報告等を行った者は当該報告等を行ったことを理由として不利な扱いを受けることがないものとし、当社はその旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
(b) 当社グループ全体の内部通報制度について定める内部通報規程及び当社グループのコンプライアンスマニュアルにおいて、通報者が通報したことにより不利な取扱いを受けないことを明記する。
- ⑫ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、当社の監査役が当社に対しその職務の執行について費用の前払い等の請求をした場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

- ⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役会によって作成される年度毎の監査計画書により、監査を実施する。
 - (b) 監査方法については、取締役会をはじめとする重要な会議への出席による意見の開陳、助言、勧告、重要な決算書類等の閲覧、取締役等からの報告聴取、意見の交換等とする。また、外部の会計監査人との連携による監査立会い及び監査結果、内部監査の実施結果の聴取等、実効的な監査が行われる体制を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

- (a) コンプライアンス規程に基づき、当社部長及び子会社の役員を構成員とするコンプライアンス推進委員会を開催し、当社の法令遵守の現状を分析いたしました。
- (b) コンプライアンス推進委員会が、当社及び子会社従業員等に対するコンプライアンス意識の普及、啓発を行いました。

② リスク管理体制

- (a) リスク管理規程に基づき、常勤経営会議構成員を委員とするリスク管理委員会を開催し、リスクの洗い出しと、分析・評価を行いました。
- (b) 内部監査規程に基づき、内部監査室が策定した監査計画をもとに監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告いたしました。

③ 取締役の職務執行

- (a) 取締役会は、取締役13名（うち、独立社外取締役3名）で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、取締役会規程に基づき業務執行状況の報告と、重要事項の審議・決議を行うとともに、各取締役は業務分掌規程、職務権限規程に基づき職務を執行しました。
- (b) 独立社外取締役は取締役会を通じて、独立の立場から経営の監視・監督を行いました。

④ 監査役 of 職務執行

- (a) 監査役は取締役会に出席し、経営意思決定の監査をいたしました。
- (b) 常勤監査役は取締役会のほか、常勤経営会議、業務執行会議等の重要会議に出席し経営意思決定の監査をするとともに、重要な事項を監査役会に報告いたしました。
- (c) 常勤監査役は取締役から業務執行の状況について直接聴取を行いました。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、当社及びその子会社が永年に亘って培ってきたノウハウ及びブランドイメージに裏打ちされた経営資源にその淵源を有することに鑑み、特定の者又はグループによる当社の総議決権の15%に相当する株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年2月22日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「平成19年プラン」といいます）を導入いたしました。

その後、平成19年プランは、所要の変更を行った上で継続され（以下、かかる変更後のプランを「平成22年プラン」といいます）、平成22年6月23日開催の当社第86回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。さらに、平成22年プランは、所要の変更を行った上で継続され（以下、かかる変更後のプランを「平成25年プラン」といいます）、平成25年6月20日開催の当社第89回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

平成25年プランの有効期間は、平成28年6月30日までとなっておりますが、当社は、平成25年プラン導入以後の法令及び金融商品取引所規則の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、平成28年5月11日開催の取締役会において、平成25年プランに所要の変更を行った上で、買収防衛策を継続することを決定し（以下、かかる変更後のプランを「本プラン」といいます）、平成28年6月23日開催の当社第92回定時株主総会において、本プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、これは本プランに対する理解を容易にすることを目的にあくまで参考として作成したものです。本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成28年5月11日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続に関するお知らせ」の本文をご覧ください。

（参考URL: <http://www.yomiuriland.co.jp/ir/news.html>）

本プランの概要

① 本プラン導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、導入されたものです。

② 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次のアからウまでのいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

ア 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が15%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

イ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が15%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

ウ 上記ア又はイに規定される各行為が行われているか否かにかかわらず、当社の特定の株主が当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本ウについて同じとします）との間で行う行為であり、且つ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合が15%以上となる場合に限ります）

(b) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提供していただきます。

(c) 大規模買付者との交渉等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、60日間（初日不算入）、それ以外の場合には、90日間（初日不算入）の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会の決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。

③ 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する「基本方針」を制定した上で、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保するために、独立社外取締役及び独立社外監査役（それらの補欠者を含みます）並びに社外有識者の中から委員を選任する独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランの法的安定性を高めるため、本プランにつきましては、平成28年6月23日開催の第92回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいております。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、会社法及び金融商品取引法、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等に従って、適時且つ適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成31年6月30日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、ア) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又はイ) 取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 株主の皆様への影響

(a) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われておりません。したがって、本プランは、本プラン導入時に株主の皆様の権利及び経済的利益に直接に具体的な影響を与えることはありません。

(b) 新株予約権の発行時に株主及び投資家皆様へ与える影響

取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議をした場合、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。そして、当社が新株予約権を取得条項に基づき取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります。ただし、例外事由該当者につきましては、その有する新株予約権が取得の対象とならない、又はその有する新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主の皆様と異なることがあります。

(3) 上記の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

前記 (2) ①に記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであると当社は考えます。特に本プランは、①当社第92回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいており、且つ、その存続が株主の皆様のご意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、②対抗措置の発動に際して取締役が独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、③独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっている上、独立委員会は更に独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、④対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、本プランは当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと当社は考えており、また、本プランは、東京証券取引所が平成27年6月1日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」を踏まえた内容のものとなっております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,358,050	流 動 負 債	6,183,138
現金及び預金	4,313,770	営業未払金	448,848
受取手形及び売掛金	1,566,469	短期借入金	2,070,000
商 品	72,028	1年内返済予定の長期借入金	1,424,236
販売用不動産	39,499	未払法人税等	250,145
未成工事支出金	10,113	賞与引当金	131,345
貯 蔵 品	13,786	そ の 他	1,858,563
繰延税金資産	136,813	固 定 負 債	36,476,244
そ の 他	206,598	長期借入金	8,754,764
貸倒引当金	△1,028	繰延税金負債	2,460,701
固 定 資 産	61,953,973	退職給付に係る負債	522,857
有形固定資産	49,127,512	資産除去債務	142,125
建物及び構築物	27,785,539	長期預り金	24,196,655
機械装置及び運搬具	3,853,857	そ の 他	399,141
工具、器具及び備品	664,666	負 債 合 計	42,659,383
土地	16,390,743	純 資 産 の 部	
リース資産	322,800	株 主 資 本	21,411,161
建設仮勘定	109,905	資 本 金	6,053,030
無形固定資産	66,366	資本剰余金	4,730,631
そ の 他	66,366	利益剰余金	12,904,854
投資その他の資産	12,760,094	自 己 株 式	△2,277,354
投資有価証券	12,261,746	その他の包括利益累計額	4,241,479
繰延税金資産	185,738	その他有価証券評価差額金	4,244,831
そ の 他	312,608	繰延ヘッジ損益	△3,352
資 産 合 計	68,312,023	純 資 産 合 計	25,652,640
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	68,312,023

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		21,051,743
売 上 原 価		16,911,272
売 上 総 利 益		4,140,471
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,033,886
営 業 利 益		2,106,584
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	213,921	
建 設 発 生 土 受 入 金	298,807	
そ の 他	69,794	582,523
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	62,658	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	2,927	
そ の 他	2,793	68,379
経 常 利 益		2,620,728
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	18,334	
和 解 清 算 益	5,000,000	5,018,334
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,498,466	
災 害 に よ る 損 失	6,900	
減 損 損 失	1,356,662	2,862,029
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,777,033
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	783,306	
法 人 税 等 調 整 額	442,091	1,225,397
当 期 純 利 益		3,551,636
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,551,636

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,053,030	4,730,631	9,777,318	△2,107,856	18,453,123
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△424,099		△424,099
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,551,636		3,551,636
自 己 株 式 の 取 得				△169,498	△169,498
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	3,127,536	△169,498	2,958,038
当 期 末 残 高	6,053,030	4,730,631	12,904,854	△2,277,354	21,411,161

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	3,931,470	△3,385	3,928,084	22,381,207
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△424,099
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				3,551,636
自 己 株 式 の 取 得				△169,498
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	313,360	33	313,394	313,394
当 期 変 動 額 合 計	313,360	33	313,394	3,271,432
当 期 末 残 高	4,244,831	△3,352	4,241,479	25,652,640

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,089,411	流 動 負 債	6,272,604
現 金 及 び 預 金	3,149,014	営 業 未 払 金	254,284
売 掛 金	1,452,618	短 期 借 入 金	2,330,000
商 品	60,110	1 年 内 長 期 借 入 金	1,424,236
販 売 用 不 動 産	89,689	未 払 借 入 金	784,092
貯 蔵 品	5,549	未 払 費 用	830,842
前 払 費 用	105,961	未 払 法 人 税 等	163,968
繰 延 税 金 資 産	116,046	預 り 金	99,051
未 収 入 金	33,252	賞 与 引 当 金	102,768
そ の 他	78,198	そ の 他	283,361
貸 倒 引 当 金	△1,028	固 定 負 債	36,385,353
固 定 資 産	63,545,763	長 期 借 入 金	8,754,764
有 形 固 定 資 産	50,806,118	繰 延 税 金 負 債	2,460,701
建 築 物	20,340,186	退 職 給 付 引 当 金	443,671
構 築 物	7,614,367	資 産 除 去 債 務	142,125
機 械 及 び 装 置	3,720,726	長 期 預 り 金	24,205,555
車 両 運 搬 具	46,475	そ の 他	378,536
工 具 、 器 具 及 び 備 品	645,812	負 債 合 計	42,657,958
土 地	18,031,047	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	300,202	株 主 資 本	21,736,386
建 設 仮 勘 定	107,300	資 本 金	6,053,030
無 形 固 定 資 産	62,126	資 本 剰 余 金	4,730,631
ソ フ ト ウ エ ア	45,603	資 本 準 備 金	4,730,211
施 設 利 用 権	16,522	そ の 他 資 本 剰 余 金	419
投 資 そ の 他 の 資 産	12,677,518	利 益 剰 余 金	13,230,079
投 資 有 価 証 券	12,256,044	利 益 準 備 金	1,513,257
関 係 会 社 株 式	120,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	11,716,821
長 期 前 払 費 用	178,579	任 意 積 立 金	5,956,621
そ の 他	122,894	特 別 償 却 準 備 金	456,851
資 産 合 計	68,635,175	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	2,039,770
		別 途 積 立 金	3,460,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,760,200
		自 己 株 式	△2,277,354
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,240,830
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,244,182
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3,352
		純 資 産 合 計	25,977,216
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	68,635,175

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		20,165,176
売 上 原 価		16,481,063
売 上 総 利 益		3,684,112
一 般 管 理 費		1,894,754
営 業 利 益		1,789,357
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	229,830	
建 設 発 生 土 受 入 金	298,807	
そ の 他	68,013	596,651
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	62,847	
そ の 他	5,656	68,503
経 常 利 益		2,317,505
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	13,573	
和 解 清 算 益	5,000,000	5,013,573
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,509,152	
災 害 に よ る 損 失	6,900	
減 損 損 失	1,356,662	2,872,715
税 引 前 当 期 純 利 益		4,458,363
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	652,000	
法 人 税 等 調 整 額	460,181	1,112,181
当 期 純 利 益		3,346,182

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	
当 期 首 残 高	6,053,030	4,730,211	419	4,730,631	1,513,257	564,054	1,142,452	3,460,000
当 期 変 動 額								
特別償却準備金の取崩						△107,203		
固定資産圧縮積立金の積立							897,318	
剰余金の配当								
当 期 純 利 益								
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△107,203	897,318	-
当 期 末 残 高	6,053,030	4,730,211	419	4,730,631	1,513,257	456,851	2,039,770	3,460,000

	株主資本				評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計						
当 期 首 残 高	3,628,232	10,307,996	△2,107,856	18,983,801	3,931,083	△3,385	3,927,697	22,911,499
当 期 変 動 額								
特別償却準備金の取崩	107,203	-		-				-
固定資産圧縮積立金の積立	△897,318	-		-				-
剰余金の配当	△424,099	△424,099		△424,099				△424,099
当 期 純 利 益	3,346,182	3,346,182		3,346,182				3,346,182
自己株式の取得			△169,498	△169,498				△169,498
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					313,099	33	313,132	313,132
当 期 変 動 額 合 計	2,131,967	2,922,082	△169,498	2,752,584	313,099	33	313,132	3,065,717
当 期 末 残 高	5,760,200	13,230,079	△2,277,354	21,736,386	4,244,182	△3,352	4,240,830	25,977,216

独立監査人の監査報告書

平成29年5月6日

株式会社 よみうりランド
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 和 臣 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須 山 誠一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社よみうりランドの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社よみうりランド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月6日

株式会社 よみうりランド
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 和 臣 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須 山 誠一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社よみうりランドの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月8日

株式会社よみうりランド 監査役会

常勤監査役	小林利光	印
社外監査役	濱邦久	印
社外監査役	児玉幸治	印
社外監査役	岡田明重	印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績及び当社をとりまく経営環境等を総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき2円50銭 総額192,213,065円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月23日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。

当社は上記行動計画の趣旨を尊重し、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また株主の皆様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を実施いたします。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

29,419,600株

なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

【ご参考】

本議案が原案どおり可決された場合には、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第7条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億9,419万6千株</u> とする。	第7条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,941万9,600株</u> とする。
第9条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第9条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役谷矢哲夫及び取締役渡邊恒雄の両氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されます。経営体制の更なる強化を図るため、取締役総数を1名増員することとしたく、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ すぎ やま よし くに 杉 山 美 邦 (昭和29年10月11日生)	昭和53年4月 株式会社読売新聞社入社 平成15年6月 株式会社読売新聞東京本社論説委員 平成18年6月 同社経済部長 平成21年6月 株式会社読売新聞グループ本社執行役員営業担当 株式会社読売新聞東京本社執行役員経理局長 平成22年6月 同社取締役経理局長 平成23年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役営業担当 株式会社読売新聞東京本社常務取締役経理局長・関連会社担当 平成24年6月 同社専務取締役経理局長・関連会社担当 平成26年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役西部担当 株式会社読売新聞西部本社代表取締役社長 平成27年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役大阪担当(現任) 株式会社読売新聞大阪本社代表取締役社長(現任)	0株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>杉山美邦氏は、株式会社読売新聞東京本社において取締役経理局長、常務取締役経理局長・関連会社担当、専務取締役経理局長・関連会社担当を歴任し、現在は株式会社読売新聞大阪本社において代表取締役社長、読売新聞グループ本社において取締役大阪担当を務めるなど、豊富な経験と実績を有しています。</p> <p>こうした経験や見識を踏まえ、当社の企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	※ お ぎき かず のり 尾 崎 和 典 (昭和33年3月20日生)	昭和56年4月 株式会社読売新聞社入社 平成18年1月 株式会社読売新聞東京本社世論調査部長 平成21年6月 同社編集局次長 平成23年6月 同社執行役員中部支社長・同支社労務担当 平成26年6月 同社取締役制作局長・システム担当 平成28年6月 当社特別顧問(現任)	0株
取締役候補者とした理由 尾崎和典氏は、株式会社読売新聞東京本社において世論調査部長、編集局次長、執行役員中部支社長・同支社労務担当、取締役制作局長・システム担当を歴任するなど、豊富な経験と実績を有しています。当社においては、平成28年6月に特別顧問に就任し、主に遊園地部門において、当社の業績の向上に功績を残しております。このような実績から、更なる企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。			
3	※ やま ぐち とし かず 山 口 寿 一 (昭和32年3月4日生)	昭和54年4月 株式会社読売新聞社入社 平成14年7月 株式会社読売新聞グループ本社法務部長 平成21年6月 同社執行役員社長室長・コンプライアンス担当 株式会社読売新聞東京本社執行役員広報担当 平成23年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役社長室長・コンプライアンス担当 株式会社読売新聞東京本社常務取締役広報・コンプライアンス担当 平成24年6月 同社専務取締役広報・メディア担当 平成26年6月 株式会社読売新聞グループ本社専務取締役経営本部長・広報担当 平成27年6月 同社代表取締役経営主幹・東京担当 株式会社読売新聞東京本社代表取締役社長(現任) 平成28年6月 株式会社読売新聞グループ本社代表取締役社長(現任) 株式会社読売巨人軍取締役広報担当(現任)	0株
社外取締役候補者とした理由 山口寿一氏を社外取締役候補者とした理由は、新聞社経営者としての経験と幅広い見識を生かして、当社経営に適切に助言をいただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断したためであります。			

- (注) 1. ※印は新任取締役候補者であります。
2. 取締役候補者 山口寿一氏は現在、当社の特定関係事業者であります株式会社読売新聞東京本社の代表取締役社長であります。その他の候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 山口寿一氏は社外取締役候補者であります。
4. 山口寿一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の最低責任限度額は、同法第425条第1項に定める額といたします。

以 上

× 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

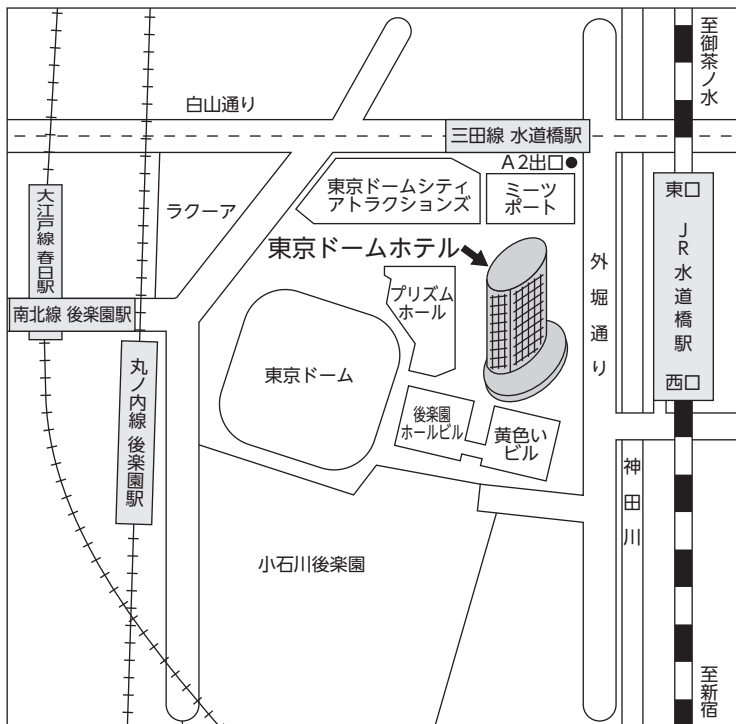
× 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

東京都文京区後楽1丁目3番61号

東京ドームホテル 地下1階 天空 TEL 03(5805)2111 (代表)



- J R 中央線・総武線：水道橋駅東口徒歩2分
- 都営地下鉄三田線：水道橋駅A2出口徒歩1分
- 都営地下鉄大江戸線：春日駅6番出口徒歩6分
- 東京メトロ丸ノ内線・南北線：後楽園駅2番出口徒歩5分

株式会社よみうりランド

〒206-8566 東京都稲城市矢野口4015番地1

TEL 044(966)1131



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。